

# 現地見学会実施要領

## 1 目的

市の意図と入札参加希望者の解釈との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、現地見学会を実施する。なお、今回の現地見学会の内容(公開範囲・所要時間等)は、実施方針公表時に開催した現地見学会(令和7年6月16日(月)～20日(金)開催)と同様である。

## 2 日時・場所等

日時は令和7年10月22日(水)の午前9時から午後5時までの間で、申し込みのあった企業又はグループ毎に個別に開催する。開催時間は市が指定した時間とする。

見学会の開催場所は、(仮称)東部環境センター整備予定地及び(仮称)西部環境センター整備予定地(現・西部環境事業所敷地)とし、どちらか一方のみの見学を希望することも可とする。両方の見学を希望する場合、予定地間は参加者が自らの準備する車で移動することとする。詳細な日時と集合場所については、申し込みのあった者に別途通知する。

## 3 参加者・参加方法等

現地見学会の対象は、本事業に構成企業又は協力企業として参加を希望する企業とする。

参加者は、事前に「様式 1-1 現地見学会参加申込書」により申し込みのあった者とする。なお、やむを得ない場合を除き、参加者の変更は認めない。

参加人数は、各企業 3 名までとする。なお、入札参加者としてグループの組成を予定している複数社で参加することも可とし、その場合の参加人数は合計で 10 名以内とする。発注者側としては、事務局担当者(東大阪市担当者・アドバイザー業務受託企業担当者)が参加する。

なお、実施方針公表時に開催した現地見学会に参加した者が再度参加することも認めるが、内容(公開範囲・所要時間等)は同様であることに留意すること。

## 4 留意事項

- 現地見学会への参加の有無は、後の手続きや審査に影響しない。
- 参加者は、現地見学会の実施上知り得た情報に関して、市の許可なく発表、公開、漏洩又は目的外に利用することを禁止する。
- 現地見学会では入札に関する質問等は受け付けない。また、現地見学会での発言の内容は、参加者・市の双方を拘束しない。
- 参加者は、当日自らの身分を証明するもの(社員証、免許証等)を持参すること。必要に応じて確認を行うことがある。
- 当日、入札説明書等の資料の配布は行わない。必要な資料は参加者が持参すること。